

掛川市モビリティ人材育成事業支援業務 仕様書

本仕様書は、掛川市モビリティ人材育成事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

掛川市モビリティ人材育成事業支援業務委託

2 業務目的

掛川市では、令和5年度に「掛川市地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の確保に努めているが、自家用車に過度に依存したライフスタイルが定着したことや人口減少の影響等を受け、鉄道や路線バス、タクシー等の公共交通の利用者数は減少傾向にある。こうした利用者数の減少は運賃収入の減少に直結し、事業の経営環境にも大きな影響を及ぼすため、その結果路線の廃止や縮小等のサービス低下を招くこととなる。サービスが低下すると、利用者が求めるサービスレベルと実際のサービスレベルとの乖離が大きくなり、このことが更なる利用者の減少につながってしまうという悪循環から抜け出せずにいる。

そこで、本市は、国土交通省が実施する「共創・MaaS 実証プロジェクト」の「モビリティ人材育成事業」の採択を受け、本市、タクシー事業者、バス事業者、まちづくり協議会、教育委員会、オンデマンド交通に取り組む民間事業者等で構成する「掛川市交通DX実用化共創プラットフォーム（以下、「共創プラットフォーム」という。）」を立ち上げる。この共創プラットフォームの運営を通じ、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築のために必要な知識を持つ人材を育成し、掛川市に最適な地域公共交通体系を検証する。

3 業務機関

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 業務対象範囲

掛川市内全域

5 業務内容

本事業の目的を達成するため、掛川市、タクシー事業者、バス事業者、地区まちづくり協議会、教育委員会、オンデマンド交通に取り組む民間事業者等で構成する「掛川市交通DX実用化共創プラットフォーム」を立ち上げる。

共創プラットフォームは、様々な交通データの分析結果に基づく講義の開催や先進事例の検討を通じて、参画者が本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築と運営に必要な知識を習得するとともに、「ワークショップ」を通じて参画者同士が協議することで、参画者の「ニーズ把握」「合意形成」「施策の妥当性評価」の進め方への理解を促進するための場とする。

当支援業務は、以下に示す共創プラットフォームの運営支援を通じ、本市の地域性及び地域公共交通への理解と課題解決へのコーディネート能力を備えた人材を育成し、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通体系を検証するものとする。

- (1) 掛川市の地域公共交通に関わるデータの集計・分析、既存の資料及び独自に入手した資料により、地域特性に関するデータの集計・分析を行うこと。
- (2) AIオンデマンド交通等新たなモビリティサービスの導入シミュレーションの実施
他地域のAIオンデマンド交通等の実装実績に基づくデータで学習したモデルを活用し、新たなモビリティサービスの導入シミュレーションを行うこと。
- (3) 共創プラットフォームの運営支援
共創プラットフォームにおける会議での講義やワークショップの企画、コンテンツ作成、進行及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) プロジェクトマネジメント
業務の進捗管理を行うこと。
※共創プラットフォーム構成員の日程調整を含む。

6 人材育成の内容・手法

本事業では、「掛川市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築」をテーマに、「講義」「ワークショップ」の2つで推進する。

課題抽出、既存資源把握、設計、合意形成の4ステップで、講義によるインプット、ワークショップによる議論、取りまとめ、合意形成を行うことで、共創プラットフォーム参画者のプロセス理解醸成と場づくりを実施する。

こうした過程を通じ、本市の公共交通の現状と課題の把握、課題に対する施策案の検討、財源確保の手法等を学び、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通を構築するために必要な知識と課題解決へのコーディネート能力を備えた人材を育成する。

7 その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであり、受託者は、本事業の目的と目指す姿等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は積極的に行うこと。

8 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本市に帰属する。なお、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

- ① 共創プラットフォームにおける報告書
- ② データ分析報告書
- ③ 業務報告書一式

以上全成果品の電子データと印刷物2部

※その他委託作業により作成した資料（コンテンツ）一式については、その都度納品すること。

9 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法、掛川市個人情報保護法保護条例及び同条例施行規則を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

10 その他

(1) 関連法令及び条例の遵守関連法令及び条例の遵守

受託者は、業務等の実施にあたっては、関連諸法令及び条例等を遵守すること。

(2) 所有権

本業務で取得する地域公共交通に関わるデータは本市に帰属する。

(3) 損害の賠償損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合は直ちにその状況等を報告し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 再委託の禁止

受託者は本業務の全部を一括して、もしくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、本市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、本市に対し、再委託承諾願を提出すること。

(5) 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めるものとする。

11 連絡先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 都市政策課 交通政策係 担当：伊藤、杉森

TEL：0537-21-1151 FAX：0537-21-1165

メール：tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp